

令和6年鉾田市農業委員会10月定例総会議事録

日 時	令和6年10月25日（金）午後2時00分					
場 所	福祉事務所 2階 会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1 番	新堀 隆	欠	13番	齊藤 新一	出
	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出
	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠
	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出
	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出
	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出
	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出
	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出
	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
事 務 局	鬼沢局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長					
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	20番 小沼 藤雄 21番 菅谷 幸子					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について					
	議案第 2 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について					
	議案第 3 号 農地法第4条の規定による転用許可について					
	議案第 4 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について					
	議案第 5 号 現況証明書の交付について					
	議案第 6 号 農地改良協議に対する同意について					
	議案第 7 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について					

	議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 議案第10号 令和6年度農作業臨時雇標準賃金の変更について 報告第 1 号 農地法第 18条第6項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について そ の 他 （開 会） 事務局 それでは、令和6年鉾田市農業委員会10月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。 会 長 どうも皆さん、こんにちは。田んぼのほうも皆さんやっている方は一段落しまして、これからは今サツマイモ掘りが最盛期で急ピッチで進んでおりますけれども、時折雨が降ったりやんだりで、なかなか思うようにははかどらないと思っておりますけれども、作柄は非常にサツマイモのほうもいいような感じで、ちらほらそういううわさを聞いていたから、サツマイモが取れて、やはり農家の方が幾らかでも裕福になれば、これは非常に市にとっても、作付した人にとっても非常にいいことだと思っております。 国会のほうも、国の国政のほうもあさって投票日ということで、皆さんいろいろ思い思いの方に投票していただきたいと思っております。まず、期日前投票でも、この次の27日の投票日にはぜひ行っていただいて、投票を済ませるようにひとつお願いします。やはり投票率をアップするためには、少しでもそういうところで皆さんに投票率を上げていただくような感じで、この場を借りてお願いを申し上げます。 いろいろと市のほうもまたいい話もありまして、この前は県の方が市役所へ来ていただいて記者会見のほうをやりまして、来年の4月には鉾田場所が開催されるように決まりましたので、前もって相撲協会のほうで、どのくらい的人数が入るのか調べていただいたら、2,700人くらいは入れるような、そんな感じで市長のほうから話を伺っております。ネット販売をやればすぐ売れてしまうけ
--	--

	れども、それでは地元の人が、やはり鉾田市の人が相撲を観戦できなくて、よその方が買って、市民の方があまり相撲を見られないような感じではしょうがないからということで、何かいい方法を考えているような感じのお話をしていました。 鉾田場所が決まったということは、３０年前も来たらしいのです。やはり鉾田市制２０周年記念で呼ぶような形で、合併２０周年ということで、その記念行事として鉾田で相撲を開催するようになったということでございますので、そういう面で鉾田市の名前が少しでも全国に広まっていたいて、また農産物の消費が日本中に広がればいいと思っております。日本中ばかりでなく、世界に広がればなおさらいいことでございますので、そういう点でいい話なので、皆様にひとつお知らせをしたいと思っております。 そういうことで、今日も１日慎重審議、皆さんでよろしくお願いいたします。
事 務 局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第１４条第１項の規定によりまして、会長が当たることになっておりますので、議事進行を飯岡会長にお願いします。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、ただいまの出席委員は２２名であります。農業委員会等に関する法律第２７条第３項に基づく総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会１０月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日１日限りと決定したいと思います。ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認め、会期については本日１日限りといたします。
議 長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。会議録署名人に、２０番 小沼藤雄 委員、２１番 菅谷幸子 委員の両名をご指名いたします。

議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 1 番 新堀隆委員，1 5 番 窪伸衛委員から欠席する旨の届出がございましたので，ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。 (議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定，移転の許可について)
議	長	議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号 1 番から番号 1 0 番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号 1 番から番号 1 0 番までご説明いたします。申請件数につきましては 1 0 件，地目，田 2 筆，畑 1 7 筆，計 1 9 筆。面積は 3 万 1，0 4 1 平方メートルでございます。契約内容につきましては，売買 9 件，普通贈与 1 件となっております。いずれの案件につきましても，農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため，許可要件は満たしていると考えられます。詳細につきましては，農地法第 3 条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	番号 1 番について地元委員の説明を求めます。
海東一委員		6 番，海東でございます。 譲受人，■■■■さんと譲渡人，■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび，■■■■さんが農業経営拡大ということで，売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは

議 長	稲作を中心とした方であり、経営面積も197アールあり、熱心に取り組んでおります。稲作を耕作するため、申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、受け人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思いますので、よろしく審議のほどお願いいたします。
永井俊齋委員	続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。 12番、永井です。申請番号2番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人■■■■さんは親子の間柄でございます。このたび、■■■■さんの農業経営の安定化を図るため、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは病弱な両親を助けながら農業を手伝っていましたが、今回を機に専業農家として自活するそうです。作目はサツマイモを中心に米作などを作っています。以上のことから、譲受人は譲与後も耕作を行うものと認められます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 箕輪美代子委員	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。 23番、箕輪です。3番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄で、このたび譲受人の■■■■さんの経営規模拡大、■■■■さんの農地を借りて耕作していましたが、■■■■さんより買ってくれないかということで、買契約が円満にまとまっております。譲受人の■■■■さんは漬物を作り、加工販売業を営んでおります。材料の大根等を作付し、お米も作っております。申請地を取得後は、それら野菜を増産したいということであります。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、耕作面積も6ヘクタール弱あります。権利移動に係る許可要件等についても問題ないと思われるので、よろしく審議のほどお願いいたします。
議 長 菅谷美尚委員	続きまして、番号4番、番号5番について地元委員の説明を求めます。 4番、菅谷です。4番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは知人の関係だそうです。

	■■■さんの農地の隣地農地に少し荒れた■■■さんの土地があり、農地が小さいため耕作していなかったものを、■■■さんを買ってもらおうという話がまとまったそうです。■■■さんは農地を整備してサツマイモを作付するとのこと。問題はない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、5番についてご説明いたします。譲受人、■■■さんは知人の紹介で、農業を縮小しようとしている■■■さんから農地を譲り受けることになったそうです。そのまま作付はサツマイモなどを作るとのこと。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	続きまして、番号6番、番号7番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	5番、永井です。6番、7番について説明いたします。 ■■■さんの土地を■■■さんが今回買って、農業経営規模拡大という形で土地を取得したいということでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。 7番について説明いたします。やはり■■■さんの隣に■■■さんの土地がありまして、それも一緒に買い受けて、■■■さんの同級生が■■■さんのお父さんと同級生同士で、売買がまとまったということで、このたび■■■さんの名義にして農業を規模拡大という形でさせたいということでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議 長	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。8番についてご説明いたします。 譲受人の■■■さんは、旧大洋地区の実家のサツマイモの作付、干し芋づくりを手伝っているそうです。譲渡人、■■■さんが農地を手放すという話を聞き、売買の話がまとまったようです。■■■さんは自分で農地を取得し、実家の農機具を借りてサツマイモを作るということです。問題はない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。9番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんとは近所であり、知り合いの間柄であります。このたび、■■■さんはこの土地を借りて使用しておりましたが、■■■さんから売買の話があり、円満にまとまった

議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	令和6年10月10日付銚農振第355号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められています。土地につきましては、議案書4ページのとおりでございます。申請件数は1件、筆数2筆、面積385.55平方メートル、申請目的につきましては、一般住宅でございます。意見書（案）につきましては記載のとおりでございます。令和6年10月25日。銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	それでは、これから質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案どおり決定することで、ご異議ございません。 （異議なしの声あり）
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 （議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について）
議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、申請地、XXXXXXXXXX，地目、畑，面積278平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。転用施

	設、堆肥盤、１００平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、農地法の許可を得ずに申請地を堆肥盤として整備して利用しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 宇佐見達夫委員	現況調査員の調査報告を求めます。 ３番、宇佐美です。１番について報告いたします。 去る１０月１５日に２番、坪沼委員、４番、菅谷美尚委員、３番、宇佐美、事務局で現地調査を行いました。場所については、地図１ページ左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、集团的に存在する農地の地域にあり、第１種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、３人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議長 梶間幸一委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 ２４番、梶間です。１番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、１ページの左側を御覧ください。国道５１号線を水戸方面へ向かい、子生弁天の信号を玉田海岸のほうへ向かい５００メートルぐらい行ったところの右側になります。このたび、 さんが農業を営んでおりましたが、農地法の許可を得ずに堆肥盤を使っておりましたので、是正をしたいとすることでございます。始末書が添付されております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号１番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。番号１番を申請どおり許可と決定いたしま

	す。
議 長	続きますして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積1,066平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、資材置場、農業用倉庫、農作業所、ポンプ小屋、物置、323.92平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、農地法の許可を得ずに申請地を農業用施設として整備して利用しておりましたので、是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
宇佐見達夫委員	2番について報告いたします。 場所については、地図1ページ、右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあり、第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	16番、山口です。申請番号2番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページの右側になります。東野の十文字を造谷方面に向かい500メートル行ったところの左側になります。このたび、申請人、[REDACTED]さんが農地法の許可を得ず、申請地を農業用施設として整備して利用しておりましたので、是正したいということでございます。問題のない案件と思われるので、よろしく審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。

	番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番、申請地、XXXXXXXXXX、地目、田、面積419平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。転用施設、資材置場、6.48平方メートル。事由、造園業を営んでおりますが、農地法の許可を得ずに申請地を資材置場として整備して利用しておりましたので、是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願いします。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。3番についてご報告いたします。 去る10月15日、2番、坪沼委員、3番、宇佐美委員と私、あと事務局で現地調査を行いました。場所は、地図2ページ左側になります。申請地は、農地区分としては第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 続きまして、地元委員として説明いたします。場所は、地図2ページ左側になります。県道18号線、鹿行大橋交差点を鉾田市内に向かい約1.2キロ地点、左側になります。申請地は農地転用許可を得ずに、約20年間資材置場として整備し利用しておりましたので、是正したいとのことです。なお、始末書添付になっております。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議 長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、申請地、[REDACTED]の一部、地目、畑、面積2,406平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]。転用施設、駐車場、2,406平方メートル。事由、現在の駐車場に新たに店舗を設置する計画があることから駐車場が不足するため、会社に隣接する申請地に新たな従業員用駐車場及び農業用車両駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐美です。4番について報告いたします。 場所については、地図2ページ右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、集团的に存在する農地の地域にあり、第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番、小沼です。申請番号4番についてご報告いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページの右側で、県道110号線を市内から茨城町方面に向かいまして、舟木の交差点を右へ曲がりまして7キロ前後行った右側です。[REDACTED]は大規模にサツマイモを生産、販売、そして加工をやっていまして、農地転用ということで第1種農地になります。普通乗用車

		22台、農業用車両5台を置きたいということで、面積が2,406平方メートルということで大きいのですが、転用目的、位置、実現の確実性、計画面積など適とみなしまして、何ら問題ない案件かと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号5番、申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積553平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、長屋住宅、170.43平方メートル。事由、申請地は新鉾田駅に近く、利便性もよいため長屋住宅を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
坪沼美知子委員		2番、坪沼です。番号5番についてご報告いたします。 申請地につきましては、地図3ページ左側となります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。周囲は都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域でありまして、農地区分といたしましては第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。

	018平方メートル。計2筆、2,290平方メートル。譲受人、 [REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、 [REDACTED]外1名。転用施設、太陽光発電設備2,532平方メートル。事由、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。1番についてご報告いたします。 場所、地図3ページ右側になります。詳細につきましては、地元委員さんよろしく願いいたします。申請地は、第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。1番について説明いたします。 現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。地図は、3ページ右側になります。国道51号線を鹿嶋方面に向かいまして[REDACTED]があるのですが、その手前200メートルぐらいのところを左に曲がりまして、海のほうに向かい500メートルぐらい中に入ったところになります。遊休地になっておりましたが、それを有効利用するため、申請地を太陽光発電事業を設置したいとのことで、譲渡人の[REDACTED]さんと妹さんとの間で、譲受人の[REDACTED]、[REDACTED]さんとの間で売買が円満にまとまったということです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、田、面積352平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、田、面積285平方メートル。計2筆、637平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]外1名。転用施設、資材置場、仮設事務所、19.70平方メートル。事由、茨城県発注の歩道整備工事のため、申請地を借り受けて一時的に仮設事務所及び資材置場を整備したい。令和6年11月1日から令和7年3月31日までの一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願いいたします。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。2番について報告いたします。 場所は、地図4ページ左側になります。申請地は、第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。 続きまして、地元委員としてご説明いたします。場所は、地図4ページ左側になります。鹿行大橋交差点を[REDACTED]に向かい約1キロメートル地点の左側になります。譲受人、[REDACTED]さんは建設業をしていて、このほど茨城県発注の歩道橋整備事業のため、現場に近い申請地に仮設事務所及び資材置場を整備したいとのことです。転用期間は令和6年11月1日から令和7年3月31日までとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。

	番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積498平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、126.42平方メートル。事由、現在アパートに住んでいるが、子供の成長に伴い手狭になったので、自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐美です。申請番号3番について報告いたします。 場所については、4ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員	24番、梶間です。3番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、4ページの右側を御覧ください。国道51号線を水戸方面へ向かい、[REDACTED]の信号を[REDACTED]海岸のほうへ向かい500メートルぐらい行ったところの右側になります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親子の関係でございます。[REDACTED]さんが現在アパートに住んでおりましたが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己住宅を建築したいということで贈与がまとまったということでございます。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、権利、売買。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積369平方メートル。譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、駐車場、369平方メートル。事由、申請地に近いアパートを購入しましたが、駐車場が狭く居住者の駐車場が確保できないため、新たに駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けて説明お願いいたします。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐美です。申請番号4番について報告いたします。 場所については、地図5ページ左側の位置になります。県道110号線飯名交差点より50メートルほど西側、道路沿いになります。申請地は、都市計画区域内の第1種住居区域であり、農地区分は第3種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。 続けて、地元委員として説明いたします。譲受人、XXXXXXXXXXさんと譲渡人、XXXXXXXXXXさんは知人の間柄となります。今回、XXXXXXXXXXさんが実習生のアパートを購入しましたが、駐車場が狭く確保できないということから、申請地を取得したいとのことでした。都市計画区域

議 長	内の第1種住居地域であり、問題ない案件かと思しますので、よろしくご審議のほどお願いします。 番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号5番、権利、賃貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積2,943平方メートル。賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、山砂の一時仮置場、2,943平方メートル。事由、申請地付近で採取をしておりますが、採取した山砂の仮置場として申請地を借り受けて一時的に利用したい。令和6年11月1日から令和7年3月31日までの一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 坪沼美知子委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 2番、坪沼です。番号5番についてご報告いたします。 申請地は、地図5ページ右側となります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の一部であり、一時的な転用であるため戻されるものであり、農地区分としては第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたの

議 長	で、ご報告いたします。
草野克信委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 7番、草野です。5番について説明いたします。
	現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。申請地は、地図5ページの右側になります。県道茨城鹿島線を北上して菅野谷交差点を過ぎて約500メートル先を右折しますと、地図右下の道路になります。それを600メートル、左折して200メートルほどの左側になります。譲受人、[REDACTED]代表、[REDACTED]さんと、譲渡人、[REDACTED]社長、[REDACTED]さんは同業者の間柄です。今回、[REDACTED]代表が[REDACTED]の土地を借りて大和田地区の山砂を運ぶということですが、現場には4トン車しか入れず、一時仮置場にしたいと。そして、その山砂を[REDACTED]の[REDACTED]が10トン車でセメント工場に運ぶということです。5か月間の一時転用を賃貸借で結びました。問題のない案件ですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号6番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]の一部、地目、田、面積75平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、地目、田、面積270平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、地目、田、面積446平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、地目、田、面積326平方メートル。計4筆、1,117平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]

		■, 代表取締役, ■。使用貸人, ■, ■, 相続人代表, ■外3名。転用施設, 仮設道路, 1, 117平方メートル。事由, 市発注の排水整備工事に使用する仮設道路として, 申請地を借り受けて一時的に利用したい。許可日から令和7年4月30日までの一時転用となっております。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。
議	長	それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。なお, 地元委員も兼ねておりますので, 続けてお願いいたします。
宇佐見達夫委員		3番, 宇佐美です。申請番号6番について報告いたします。場所については, 地図6ページ左側の位置になります。県道110号大戸入り口より東へ1.5キロ右折, さらに100メートル右折, 川沿いの左側になります。申請地は, 集団的に存在する地域にあるが, 一時的な転用であるため許可でき, 農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。 続いて, 地元委員として説明いたします。今回, 鉾田市発注の排水整備工事に使用する仮設道路として, ■が請け負った案件です。一時転用ということで問題ない案件と思いますので, よろしくご審議のほどお願いします。
議	長	それでは, 番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。これより採決をいたします。番号6番を申請どおり許可と決定することで, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして, 番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。

	■■■■■という会社の社長であります。このたび、■■■■■さんの農業資材置場などの売買契約が円満にまとまったとのこと。ここら一帯は■■■■■さんが持っているのですけれども、■■■■■さんも高齢になって、俺もそろそろ土地を手放すかなというふうに言っていましたので、何ら問題ない案件だと思いますので、よろしくご審議ください。
議 長	それでは、番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号8番、権利、使用貸借。申請地、■■■■■の一部、地目、田、面積72平方メートル。同じく■■■■■の一部、地目、田、面積81平方メートル。同じく■■■■■の一部、地目、田、面積243平方メートル。同じく■■■■■の一部、地目、田、面積198平方メートル。同じく■■■■■の一部、地目、田、面積284平方メートル。同じく■■■■■の一部、地目、田、面積99平方メートル。計6筆、977平方メートル。使用借人、■■■■■、■■■■■、代表取締役、■■■■■。使用貸人、■■■■■、■■■■■外5名。転用施設、仮設道路、977平方メートル。事由、市発注の排水整備工事に使用する仮設道路として、申請地を借り受けて一時的に利用したい。許可日から令和7年4月30日までの一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願いいたします。

宇佐見達夫委員	3番, 宇佐美です。申請番号8番について報告いたします。 場所については, 地図7ページの左側土地になります。県道110号線大戸入り口を東へ1.5キロを右折, さらに100メートル右折の川沿いということになります。申請地は, 集団的に存在する農地にあるが, 一時的な転用であるため許可でき, 農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。 続いて, 地元委員として説明いたします。先ほどの[]さんと同じ案件で, 場所も隣になります。銚田市発注の排水整備工事に使用する仮設道路として, []が請け負った案件です。一時転用ということで問題のない案件かと思いますので, よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは, 番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することで, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして, 番号9番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号9番, 権利, 賃貸借。申請地, []の一部, 地目, 田, 面積168平方メートル。同じく[]の一部, 地目, 田, 面積63平方メートル。計2筆, 231平方メートル。賃借人, [], [], [], []。賃貸人, [], [], []外1名。転用施設, 工事用道路, 231平方メートル。事由, 東関東自動車道の建設に伴う工事用道路として整備したい。令和6年11月1日から令和7年6月30日までの一時転用となっております。詳細につきましては, 現地調査意見書を御

議 長 坪沼美知子委員	覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 2番、坪沼です。番号9番についてご報告いたします。 申請地は、地図7ページ右側となります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、一時的な転用であるため許可できるものであり、農地区分としては第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長 長峰克巳委員	地元委員の説明を求めます。 9番、長峰です。9番について説明いたします。 まず、現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図7ページの右側を御覧いただきまして、場所はこの市役所の駐車場を出てすぐ信号を右に曲がって、■■■■のパチンコのあるところの信号を左にずっと下って、飯名の信号を真っすぐ越えて、それから右側に■■■■直売所を越えまして、ずっと今度下って■■■■があるところの信号を真っすぐ突っ切って、すぐ斜め下の手前に巴川がありまして、そのところを右側に入りまして、その堤防の200メートルぐらいのところですよ。高速道路が今盛んに工事をやっているところでございます。貸受人は■■■■であり、■■■■です。貸付人は■■■■さんと■■■■さんの2人です。このたび、■■■■で巴川堤防の工事を行うため、申請地を工事用道路として一時的に整備して利用したいということで、賃貸契約が円満にまとまったそうです。一時的な転用のため、工事終了後は農地に戻す計画となります。問題ない案件とされますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号9番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。

議 長	件だと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 それでは、番号１０番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号１０番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。番号１０番を申請どおり許可と決定いたします。 （議案第５号 現況証明書の交付について）
議 長	続きまして、議案第５号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号１番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号１番、届出地、XXXXXXXXXX，台帳地目，畑，面積 1，035平方メートル。申請人，XXXXXXXXXX，XXXX XXXX。変更年月日，平成１１年５月３０日以前，確認年月日，令和 6年１０月１５日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、よろしくお願いします。
菅谷美尚委員	４番、菅谷です。１番についてご報告いたします。 場所については、地図８ページ右側になります。現地確認をしたところ、現在竹林になっておりました。３人の総合意見として非農地証明書を交付するに可と判断いたしましたので、ご報告いたしま

		す。 続きまして、地元委員も兼ねていますので、ご説明いたします。場所は、地図8ページ右側です。鹿行大橋交差点を鹿嶋方面、県道18号を向かい約2.7キロ地点を左折、300メートル山に上っていくようにした地点になります。現況としてはモウソウチクに覆われていて、20年以上耕作されていなかったそうです。よろしくご審議お願いいたします。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。
議	長	関連があるので、番号2番から番号4番を上程いたします。事務局に説明願います。
事	務	番号2番から番号4番を続けて説明します。番号2番、届出地、 [REDACTED]、台帳地目、畑、面積1,646平方メートル。 申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。 続きまして、番号3番、届出地、[REDACTED]、台帳地目、 畑、面積324平方メートル。申請人、[REDACTED]、 [REDACTED]。 続きまして、番号4番、届出地、[REDACTED]、台帳地目、 畑、面積1,378平方メートル。同じく[REDACTED]、台帳地目、畑、 面積1,284平方メートル。計2筆、2,662平方メートル。 申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。 番号2番から番号4番とも変更年月日、平成14年10月28日 以前、確認年月日、令和6年10月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も

	兼ねておりますので、続けてご説明お願いいたします。
菅谷美尚委員	4番, 菅谷です。2番から4番は同じ場所になりますので、一括してやらせていただきます。 場所は, 地図9ページ左側になります。現在地を確認したところ, シノなどに覆われて農地としては使用不可と思います。それで, 3人の総合意見として非農地証明書の交付は可と判断いたしましたので, ご報告いたします。 続けて地元委員として説明いたします。場所は, 地図は9ページ左側になります。鹿行大橋交差点を県道18号線, 鹿嶋方面に向かい約2.8キロ地点左側になります。現況はシノなどに覆われて, 約20年間耕作されていなかったと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは, 番号2番から番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番から番号4番を申請どおり現況証明書を交付することで, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番から番号4番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。
議 長	続きまして, 番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号5番, 届出地, [REDACTED], 台帳地目, 畑, 面積3,818平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。変更年月日, 昭和59年月日不詳, 確認年月日, 令和6年10月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
坪沼美知子委員	2番, 坪沼です。番号5番についてご報告いたします。

	申請地につきましては、地図9ページ右側の土地となります。申請地は、道路との高低差が1メートル前後あり、またその周囲も高低差で高まった場所で、雨水等が流れ込み常に湿地状態という状況で、既に20年以上耕作されず、非農地となっております。3人の総合意見として現況証明書の交付は可と判断しましたので、ご報告いたします。
議長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。5番について説明いたします。 地図は、9ページ右側になります。鉾田から海老沢を通して水戸に行く県道110号線です。■■■■小学校の跡地から3.5キロほど行ったところの右側になります。通常非農地証明という、何十年も耕作されず、シノ、竹、樹木などが大きく茂った状態を申しませけれども、この申請地に関しては大きな木は全然育っておりません。40年以上まともな耕作がされていないという状態であります。5月、6月の梅雨の時期の雨、そして夏の台風シーズンの雨、秋の長雨と雨が続く中、常に水がある状態で木が育たないという状況であります。 申請人の■■■■さんは高齢でありまして、作付も何もできず、近所の大手の農家の方に作付してくれないかとか、また買ってくれないかとか打診したのですけれども、誰も買ってくれたり、作ってくれる方はいらっしゃらないということでありました。このような状況で、いつまでもこの申請地を持っていたのではしょうがないので、非農地証明となれば、誰か回復してくれる方がいるのではないかとということで、今回の申請に至ったわけです。地図を見てもらうと分かるのですけれども、道路に面していて、両側に住宅、そして先に水田がありまして、さらに1メートルも低いということで水はけが悪く、作付が何もできないという状況でありますので、皆様、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。
	これより採決をいたします。
	番号5番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。
議 長	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号6番、届出地、 [REDACTED] 、台帳地目、畑、面積495平方メートル。申請人、 [REDACTED] 、 [REDACTED] 。変更年月日、平成15年11月18日以前、確認年月日、令和6年10月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
坪沼美知子委員	2番、坪沼です。番号6番についてご報告いたします。 申請地につきましては、地図10ページ左側の位置となります。申請地は、雑木等が生い茂り荒れ地となっていて、耕作できる状態ではございませんでした。3人の総合意見として現況証明書の交付は可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。6番について説明いたします。 地図は、10ページ左側で、先ほど言いました県道110号線の手前100メートルくらいのところを右に入ります。直線で100メートルくらい右に入ったところに申請地があります。現況確認しましたところ、セイダカアワダチソウや雑木、また大きな木などが茂っており、20年近く耕作されていないということです。非農地証明の交付をお願いしたいということでもあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号6番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号6番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。 (議案第6号 農地改良協議に対する同意について)
議 長	続きまして、議案第6号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、XXXXXXXXXX、田、2,226平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。事由、田畑転換。期間は令和7年3月16日までとなっております。以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願いいたします。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。1番についてご報告いたします。 場所は、10ページ右側になります。申請地は田で、稲作をしていましたが、畑に転換することです。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 続きまして、地元委員も兼ねておりますので、説明いたします。場所は、10ページ右側になります。県道18号線鹿行大橋交差点を鹿嶋方面に向かい約1キロ地点、右側になります。稲作をしていた田を約1メートル客土して、完成後にはサツマイモを作付することです。砂は鹿嶋市内の山砂を利用し、令和7年3月16日ぐらいまでに完成する予定とすることです。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長	それでは、番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号１番を協議どおり同意することで、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議ないものと認め、番号１番を協議どおり同意することに決定いたします。
議 長	続きまして、番号２番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号２番、XXXXXXXXXX，田，５０５平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX，XXXXXX。事由、高低差解消。なお、この案件につきましては、既に完了しているため、始末書が添付されています。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
坪沼美知子委員	２番、坪沼です。番号２番についてご報告いたします。 申請地は、地図１１ページ左側となります。現地は道路の高低差がある農地の解消するためであります。一部既に客土の部分があるため、始末書添付となっております。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、３人の総合意見として同意可と判断いたしますので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
海東一委員	６番、海東です。申請番号２番について説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。申請地はXXXXXXXXXX XXXXXX，地図１１ページ左側を御覧ください。信号より西のほうへ１５０メートルぐらいの場所にあります。事業主のXXXXXXさんは、低い田に高低差を解消しようとして土を入れてしまいました。申請することは分からなかったとのことでした。始末書が添付されています。現在は休耕地になっております。来年以降、田んぼにしよ

		うと思っていますということでありました。問題のない案件と思われますので、よろしく審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を協議どおり同意することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号2番を協議どおり同意することに決定いたします。 (議案第7号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)
議	長	続きまして、議案第7号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局		番号1番、土地の表示、XXXXXXXXXX，畑，5，723平方メートル。願出人、XXXXXXXXXX，XXXXXX。公売になりまして、入札期日、開札期日ともに、令和6年11月27日となっております。 以上でございます。
議	長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員		24番、梶間です。申請人、XXXXXXさんは、保育園の園長の傍ら農業経営をしております。このたび、規模拡大ということで公売に参加したということで、適格証明の発行の申請でございます。落

		札後は、カンショ、芝を作付するそうです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号1番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。 (議案第8号 農用地利用集積計画の決定について)
議	長	続きまして、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事務局		申請件数につきましては、1件、合計で2筆、面積6,133平方メートルです。利用権の種類でございますが、使用貸借となっております。内訳につきましては、新規となっております。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第8号を申請どおり農用地利用集積計画を決定することで、 ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)に 対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第9号 「農用地利用集積等促進計画(案)に 対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてご ざいます。申請人につきましては6名、筆数は13筆で、合計面積 は1万1,916平方メートルとなっております。意見の内容につ きましては、記載のとおりとなっております。令和6年10月25 日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定 については、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
	(議案第10号 令和6年度農作業臨時雇標準賃金の変更について)
議 長	続きまして、議案第10号 「令和6年度農作業臨時雇標準賃金の変更について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	この案件につきましては、今年3月の定例総会において、日雇作業の金額を7,700円に決定いたしましたが、10月1日付で茨城県最低賃金が、1時間当たり953円から1,005円に変更になったことにより、現在の標準賃金7,700円では最低賃金を下回ってしまうことから、8時間の日雇賃金を7,700円から8,040円(1時間当たり1,005円)に変更してよろしいかどうか伺います。なお、請負作業については変更ございません。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第10号 令和6年度農作業臨時雇標準賃金の変更については、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。

	(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。2筆で面積は776平方メートル。合意解約となっています。 以上でございます。
	(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	7件の届出がございました。32筆で面積につきましては合計で8万3,174平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
	(報告第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について)

議 長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	3件の許可処分を行っております。番号1番、番号2番が公売落札によるもので、番号3番が競売落札によるものとなっております。 以上でございます。
議 長	それでは、以上で議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、その他について何かありましたらお願いします。 事務局、どうぞ。
事 務 局	まず、鹿島地区協議会の件なのですけれども、10月4日に鹿島地区協議会の理事会のほうが実施されまして、理事会の中で、予算的に鹿島地区協議会の運営が大変厳しくなっているということでありました。そのため、鹿嶋市、神栖市、鉾田市の3市で追加で負担をするということになりました。負担につきましては、各市1万円負担で合計3万円、鹿島地区協議会へ追加負担となります。鉾田市では、農業委員慶弔費の積立てから1万円払戻しをして負担したいと考えておりますので、ご承知のほうをお願いしたいと思えます。この件についてお諮りしたいと思えます。 また、追加負担の使用の目的は、今度の11月13日に開催されます鹿島地区協議会の研修大会に使用するものでございます。 以上でございます。
議 長	続きまして、何かありますか、その他。 (何事か声あり)
議 長	ちょっと待ってください。今、事務局の説明、それでよろしいでしょうか、皆さん。同意していただけますか。 (異議なしの声あり)
議 長	大丈夫ですね。では、そういうことでお願いします。 それでは……

大貫修一委員	総会の終わった後ちょっとお話があるので、皆さん待っていてくださいと……
議長	はい、分かりました。 続きまして、その他のほう。 どうぞ、事務局。
事務局	10月末でクールビズのほうが終了しまして、11月からは上着、バッジ、ネクタイの着用をお願いします。 また、12月20日に地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動推進大会がヒロサワシティの会館のほうで開催予定になっております。そちら、今回通知文のほうは、農業委員さんのほうはぺら1枚でありまして、推進委員さんのほうは緑色の封筒のほうに入れさせてもらいました。こちらのほうなのですが、今回事例発表というのがあるのですが、銚田市の農業委員会で発表することが決まっておりますので、こちらのほうなのですが、まず会長と鬼澤係長が登壇して発表する予定となっておりますので、欠席のないようにお願いしたいと思っております。 以上でございます。
議長	という内容でございます。 はい、どうぞ。
菅谷美尚委員	すみません。11月13日の研修大会、これは各自で行くようにするの。
事務局	基本的には、各自でお願いできればというところで、どうしても行くのに不安という場合には、事務局のほうでワゴン車を用意してあるもので、大勢ではないですが、一緒に同乗していくということは可能です。
菅谷美尚委員	あと大野まちづくりセンターって市役所の中にあるのですか。旧大野の市役所の中ですか。
事務局	大野村役場の元の場所です。
菅谷美尚委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	今の太田支所だ。鹿嶋支所ということで、各自これは近いから行っていただくし、また遠い方は一緒にいただくのには、市のほうでワゴン車を用意するそうですから、そのときはお申し出てください。

	さいということでございます。 そのほかありますか。その他。 はい、どうぞ。
事務局	先ほどの続きになってしまうのですけれども、まだその出欠いただいていない方は、帰り事務局のほうに寄って出欠のほうを教えてくださいいただければと思いますので、よろしくお願いします。 (どっちの出欠の声あり)
議長	今、鹿嶋市大野まちづくりセンターのほうなのだけれども、これ前もやったのだけれども、神栖でやったり大野でやったり鉾田でやっているのだけれども、前半で終わってトイレ休憩時間を取ると、大体半分ぐらい帰ってしまうものだから、それはやっぱり最後まで少しいてもらうような形でひとつ皆さんお願いいたします。途中で帰ってしまうと、開催するその市の方に非常に迷惑かかるような、そんな感じでございますので、なるべくその日は都合つけていただいて、最後までいるような形でひとつお願いいたします。 その他ありますか。
大貫修一委員	12月20日の大会はいつまで出欠。
事務局	すみません。11月15日まで、早いのですけれども、出欠を教えてくださいたいと思います。バスのほうをそちらで手配するので、早めに報告をしなければならないので、お願いします。
菅谷美尚委員	これは出席する人が大多数だと思うので、出席しない人だけ報告してもらったら。それが簡単ではないの。
事務局	また、バスで行くとか、そういうものも関係しているので……
菅谷美尚委員	だから、出席しない人だけ分かれば、出席するのは全員出席ということなのだから、それでバスの手配もできるのではないですか。
事務局	それでよろしければよいのですけれども、一応確認のためにお願いできればと思いますので、すみませんけれども。
菅谷美尚委員	では、行けなくなった人だけ報告してもらえばいいのではないの。
事務局	そうですね。では、お願いします。

菅谷美尚委員	それでいいですか、会長。
議 長	はい、そのようにお願いします。できる限り極力こういう催物は、一応そういう農業委員という肩書を持っているものだから、参加していただくようお願いいたします。よっぽど具合が悪いときまでは無理強いはできませんけれども、それ以外だったら出席していただくようお願いいたします。 はい、どうぞ。そのほか。
事 務 局	では、今のお話のとおりにさせていただきます。あとは推進委員さんのほうはご通知を出してという形になるので、そちらのほうは今回5名の方が出ていらっしゃると思いますので、その方はお分かりになると思うのですが、ほかの方はいろいろ出欠の確認はしようと思っていますので、よろしくお願いします。
議 長	そうということで、皆さん了解のほうをお願いいたします。あとその他について、何かまだありましたら。 (発言なし)
議 長	では、ないようですか。事務局ありませんか。 (発言なし)
議 長	それでは、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。 午後3時50分 閉 会 署 名 人 <u>議長（会長）</u> <u>20番 委 員</u>

	<u>21番 委員</u>
--	---------------

